

入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者(15歳未満の者の場合には、手帳の交付の対象となつた者)又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める当該障害の程度が1級、2級又は3級に該当するもの</p> <p>(2) 埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)に規定する療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者であつて、当該障害の程度が㊦、A又はBに該当するもの</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める当該障害の程度が1級に該当するもの</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者又は規則で定める社会</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者(15歳未満の者の場合には、手帳の交付の対象となつた者) _____</p> <p>_____で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める当該障害の程度が1級、2級又は3級に該当するもの</p> <p>(2) 埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)に規定する療育手帳の交付を受けた者 _____</p> <p>_____であつて、当該障害の程度が㊦、A又はBに該当するもの</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 _____</p> <p>_____であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める当該障害の程度が1級に該当するもの</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長がこれと同程度以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者であると認めた者</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者又は規則で定める社会</p>

保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者のうち、他の法令の規定により医療の給付を受けられるもの以外のもので、次の各号のいずれかに該当する重度心身障害者をいう。

(1) 入間市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）

ア 略

イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ 他の市町村長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

エ～コ 略

(2) 略

(3) 入間市から援護を受け、入間市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

(4) 入間市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、入間市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

(5)～(13) 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1)～(4) 略

(5) 重度心身障害者となつた年齢が65歳以上の者（前条第4号又は第5号 _____ に規定する重度心身障害者であつて、65歳に達する

保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者のうち、他の法令の規定により医療の給付を受けられるもの以外のもので、次の各号のいずれかに該当する重度心身障害者をいう。

(1) 入間市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）

ア 略

イ～ク 略

(2) 略

(3)～(11) 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1)～(4) 略

(5) 重度心身障害者となつた年齢が65歳以上の者（前条第4号、第5号又は第6号に規定する重度心身障害者であつて、65歳に達する

日の前日まで)までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあると市長が認めたものを除く。)

(6) 他の都道府県又は市町村が実施する制度により子ども、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者

(助成)

第4条 略

2 略

3 前二項の規定にかかわらず、第2条第3号に規定する重度心身障害者_____

_____が医療法

(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金については、助成の対象としないものとする。

4～6 略

(受給者証の提示)

第7条 前条の規定により受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受け、受給者証を提示しなければならない。

(助成の特例)

第11条 市長は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、一部負担金に相当する額を当該受給者に代わつて当該医療機関等に支払うことができる。

2 略

日_____までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあると市長が認めたものを除く。)

(助成)

第4条 略

2 略

3 前二項の規定にかかわらず、第2条第3号に規定する重度心身障害者及び同条第6号の規定により市長がその者と同程度以上の精神障害者であると認めた重度心身障害者が医療法

(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号

に規定する精神病床に入院したときの一部負担金については、助成の対象としないものとする。

4～6 略

(受給者証の提示)

第7条 前条の規定により受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、医療を受ける際医療機関等に被保険者証、組合員証又は加入者証及び受給者証を提示するものとする。

(助成の特例)

第11条 市長は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、一部負担金_____

_____を当該受給者に代わつて当該医療機関等に支払うことができる。

2 略

3 市長は、第1項の規定により医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(届出義務)

第12条 受給資格登録者は、その資格を喪失した
とき又は届出事項に変更があつたときは、その
旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 略

(届出義務)

第12条 受給資格登録者は、その_____
_____届出事項に変更があつたときは、その
旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 略